

## 顕著な普遍的価値の迦及的陳述(屋久島世界自然遺産地域)

### 【a. 概要】

屋久島は、ほぼ円形の山岳島であり、遺産地域は中心部から原生的な温帯雨林が広がる地域である。日本列島南西部の九州本土最南端から60kmに位置し生物地理区の旧北区と東洋区の境界部に位置している。標高2,000mに迫る山岳が島を占め、屋久島世界遺産資産は、島の中心部に位置し、南、東、西の海岸に向かって伸びている。

屋久島の島嶼生態系は、亜熱帯性植物を含む海岸植生、山地の温帯雨林から山頂付近の冷温帯性ササ草原や高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連続性を保持している点で、北半球の温帯域では他にほとんど例がない顕著な生態系である。

また、屋久島の山地温帯雨林は、年間降水量が8,000mmを超える特殊な多雨・高湿度環境に適応した溪流植物や着生植物を豊富に含む特異な生態系が見られ、世界的に特異な存在である。樹齢1,000年を超えるヤクスギの原生的な天然林がつくりだす景観を含み、植物の種又は亜種を1,900種以上、16種の哺乳類、150種の鳥類を有しており、生物多様性に富んでいる。

### 【b. 登録基準の証明】

#### ○ クライテリア(vii)(自然景観):

屋久島は、小規模な島嶼にありながら、標高2,000mに迫る山岳がそびえ、中心部の山岳地帯から海岸線に至るまで、きわだった標高差が存在するなどの特徴を有している。また資産は、多くの巨大直径の樹齢数千年のスギ、屋久島で見られるこの種の最も古く最も壮観な個体の生育地である。壮大な景観を呈するスギが優占する最後で最高の生態系を有する。このように、生物学など自然科学の分野や自然美の観点から重要な地域が小さな島に存在している点で非常に価値がある資産である。

#### ○ クライテリア(ix)(生態系):

屋久島は、北緯30度付近では稀な高山を含む島嶼生態系であり、他地域ではほとんど失われてきた暖温帯地域の原生的な天然林という特異な残存植生が海岸線から山頂部まで連続して分布しており、自然科学の各分野の研究—進化生物学、生物地理学、植生遷移、低地と高地の生態系の相互作用、水文学、暖温帯地域の生態系のプロセス—を行う上で非常に重要である。

### 【c. 完全性】

資産はひとかたまりの土地から成り、全ての異なる植生帯を含み、また島の中心部の原生的で重要な地域を含む。資産には、島の西部の海岸線から標高約2,000mの山頂部までが含まれ、海岸付近の亜熱帯性植物を含む海岸植生から山頂付近の冷温帯性のササ草地・高層湿原に及ぶ植生帯の垂直分布の連続性が確保されている。ここには、1924年にさかのぼる資産の保全の歴史により、開発による悪影響を受けていない原生的な温帯雨林が広がっている。

資産の境界は、歴史的、行政的な多くの要因の影響の結果、複雑である。しがしながら、資産は、特に第三紀遺存植物であるスギの原生林の大部分が含まれるなど、資産の価値を構成する要素を包含している。資産は10,747haであり、島の面積の約21%を占め、その価値を長期的に存続させるために十分な面積を有している。

資産で見られる古代のヤクスギは、第1級の保全の価値がある。観光による影響は依然懸念の材料であるが、政府、県、町、ステークホルダー、地域住民からの、資産のための広範囲な公的・市民的支援が、資産の完全性を長期間良好に保っていくであろう。

#### 【e. 保護管理に係る要件】

いくつかの法的規制により保護されている資産のほとんどの区域が、国が所管・管理している国有林である。資産は、屋久島原生自然環境保全地域、屋久島国立公園、特別天然記念物及び屋久島森林生態系保護地域に指定されている。これらの制度はそれぞれ我が国の優れた自然環境等を保護するための仕組みであり、開発等に対して厳格な法的規制を有している。屋久島国立公園は自然公園法に基づき1964年に霧島屋久国立公園として指定され、2012年に屋久島国立公園として独立した。また、1975年に自然環境保全法に基づき、1,219haが原生自然環境保全地域に指定された。この原生自然環境保全地域は、資産の中心部の小面積であるが、屋久島国立公園の特別保護地区及び第一種特別地域と共に資産全体を厳格に保護している。さらに、文化財保護法に基づき1954年に指定された特別天然記念物や国有林野の管理経営に関する法律に基づき1992年に指定された森林生態系保護地域などの保護地域も、資産の保護と管理のための法的手段となっている。

また、周辺には、国有林や国立公園地域が隣接しており、資産としての価値の保護を強化している。

屋久島世界遺産地域管理計画はそれぞれの制度の管理当局、環境省、林野庁及び文化庁によって、これら複層的に指定された保護区システムおよび種の管理を円滑に実施するために1995年に策定され、その後、2012年に鹿児島県及び屋久島町が管理主体として新たに加わり改定された。この計画に基づき資産の一体的な管理が行われている。また、屋久島世界遺産地域連絡会議は関係省庁の現地管理機関及び関係地方自治体により、地域との連携・協働による保全管理を推進するために1995年に設置された。さらに、2009年に学識経験者等による屋久島世界遺産地域科学委員会が設置され、科学的な知見を反映した順応的な保全管理が推進されている。

しばしば特定箇所や特定時期に集中する利用者による影響に関しては、景観や自然環境に配慮した施設整備や巡視を行うとともに、ガイドなど地域の利害関係者の意見をよく反映させながら、利用ルールの構築や利用分散などの総合的な利用者対策を進めている。さらに、資産内には、過密度のヤクシカ個体群による植生への影響が見られる地域がいくつかある。この問題に取り組むために、2010年に科学委員会の下にワーキンググループを設置し科学的知見を踏まえた対策を進めている。